## 平成30年第3回小山町議会5月臨時会会議録

## 平成30年5月15日

				1 /->~ .		, 1 0 1	-	
召集の場所	小山町役場	場議場	<u> </u>					
開 会	午前9時	0 0分	) 宣告					
出 席 議 員	1番 i	遠藤	豪君		2番	佐藤	省三君	
	3番 釒	鈴木	豊君		4番	池谷	弘君	
	5番 [	薗田	豊造君		6番	阿部	司君	
	7番 7	高畑	博行君		8番	渡辺	悦郎君	
	9番 j	込山	恒広君		11番	池谷	洋子君	
	12番 🗦	米山	千晴君					
欠 席 議 員	なし							
説明のために出席した者								
町	長 ù	込山	正秀君	副	町	長	室伏	博行君
副	丁 長 村	杉本	昌一君	教	育	長	天野	文子君
企 画 総	務部長	湯山	博一君	住	民福祉	部 長	小野	一彦君
経 済 建	設 部 長	野木	雄次君	未	来創造	部長	遠藤	正樹君
オリンピック・パラ	リンピック推進局長 ネ	池谷	精市君	教育	次長兼こども	育成課長	長田	忠典君
町長戦	略課長	後藤	喜昭君	総	務調	見 長	大庭	和広君
税務	課長	渡邉	辰雄君	住	民福祉	課 長	渡邊	啓貢君
介護長	寿課長	山本	智春君	未	来 拠 点	課長	清水	良久君
都市整	備課長	高村	良文君	総	務課副	参 事	米山	仁君
職務のために出席した者								
議会事	務局長	岩田	芳和君	議	会事務局	書記	小野	利幸君
会議録署名議員	2番 (	佐藤	省三君		3番	鈴木	豊君	
閉 会	午前10時	4 1 分	<b>)</b>					

## (議事日程)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提案説明

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第48号 土地の取得について

日程第9 議案第49号 建物の取得について

日程第10 議案第50号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)

日程第11 平成29年議案第95号

小山町都市計画税条例の制定について(継続審査)

(追加日程)

追加日程第1 発議第2号 平成29年議案第95号

小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決議について

○議長(米山千晴君) 本日は御苦労さまです。

ここで、小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出 を議長において許可しておりますので、御報告いたします。

議

午前9時00分 開会

○議長(米山千晴君) ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、 小山町議会は成立しました。

ただいまから平成30年第3回小山町議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君は体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長(米山千晴君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 佐藤省三君、3番 鈴木 豊君を指名します。

日程第2

会期の決定

○議長(米山千晴君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、会期は5月15日、1日と決定いたしました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

(事務局長 議案表朗読)

日程第3

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第1号から承認第4号、議案第48号から議案第50号までの7議 案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) おはようございます。私ごとで大変恐縮でございますが、去る3月27日に 県立がんセンターでがんドックを受けました。このときに膵臓がんが発見され、幸いにも早期発 見で、ステージも1ということで、手術を4月17日に受けました。経過は良好でございますが、 まだ若干膵液が出ているということで、あと幾日か分かりませんが、まだ治療すると、こういう ことに今なっている状況でございます。この間、いろいろ励ましのお言葉やら、またお見舞いい ただきましたことを、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年第3回小山町議会5月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、 ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認4件、土地の取得1件、建物の取得1件、一般 会計補正予算1件の合計7件であります。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、小山町指定介護予防支援等の 事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、平成30年4月1日から施行されました。このことに伴い、小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。地方自治法の規定により、専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、小山町指定居宅 介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定を地方自治法の規定により 専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、小山町税条例等の一部を改正する 条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、小山町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。このことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第48号 土地の取得についてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業における事業用地の取得について、地方 自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号 建物の取得についてであります。

本案は、成美地区活性化事業における建物の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ9,547万5,000円を追加し、予算の総額を125億7,547万5,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

以上、今臨時会に提案いたしました7件の提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願 いいたします。

以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

〇住民福祉部長(小野一彦君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、小山町指定 介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、平成30年4月1日から施行されました。本条例は国の基準と整合を図る必要があり、今回の一部改正につきましても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月28日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

条例の内容を御説明いたします。

条例改正資料の2ページをお開きください。

今回の条例の一部改正により、第3条第4項において、指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たり連携することとしている、町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者等に加え、障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者を追加しております。

次に、第7条第2項において、指定介護予防支援事業者は利用者に対し、利用者が複数の指定 介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明し、理解を得 ることを追加しております。また、同条第3項において、指定介護予防支援事業者は利用者また はその家族に対し、支援の開始に際し、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合、 担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めることを追加しております。 6ページをお開きください。

次に、第33条第9号において、担当職員が介護予防サービス計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本とすることを追加し、同条第14号の2において、担当職員は指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた場合、必要に応じ、利用者の服薬状況、口腔機能等、利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち、必要なものを利用者の同意を得て主治医等に提供することを追加しております。

また、10ページとなりますが、同条第21号の2において、担当職員は利用者の医療サービスの利用等の希望を受け、同意を得て主治医等の意見を求めますが、その場合、作成した介護予防サービス計画を主治医等に交付することを追加しております。

最後に、条項等のずれ、条文の整理を同時に行っております。 説明は以上です。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

**○住民福祉部長(小野一彦君)** 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、小山町指定 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定であります。

介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行され、指定居宅介護支援事業者の指定 等が都道府県から市町村へ移譲されることとなりました。このことにより、これまで静岡県が条 例で規定していた指定居宅介護支援事業に係る申請者の要件、人員及び運営に関する基準につい て、町が新たな条例を制定することにより基準を定める必要が生じたため、地方自治法第179条第 1項の規定により、平成30年3月28日に専決処分をし、4月1日施行としましたので、同条第3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

以下、本条例の内容について御説明いたします。

1枚めくっていただき、条例の方をお願いいたします。

以下、本条例の内容について御説明いたします。

最初に、第1条では本条例の趣旨を規定しております。本条例は、介護保険法の規定に基づき、 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めております。

第2条では定義を規定しております。本条例において使用する用語は、介護保険法、介護保険 法施行令、介護保険法施行規則及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準にお いて使用する用語の例によるものとしております。

第3条及び第4条においては、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の基本方針を定めております。基本方針の内容としましては、要介護状態となった利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。利用者の心身の状況、その環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。事業者は利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。事業者は事業の運営に当たり、町、地域包括支援センターをはじめ、様々な施設及び事業者との連携に努めることを規定しております。

第5条では、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について、基本方針を 踏まえ、規則で定めることを規定しております。

第6条では、指定居宅介護支援事業者等の指定を受けることができる者を法人の役員等に暴力 団員等がいない法人としております。

第7条及び第8条において、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について、 それぞれ基本方針を踏まえたものとし、規則で定めるとしております。

最後に、附則において、本条例の施行日を平成30年4月1日としております。 説明は以上です。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、小山町税条 例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行することとされました。

小山町税条例は地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正につきましても、地方税法の施行日と同じ平成30年4月1日施行とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものであります。

今回の一部改正の主な内容ですが、個人町民税の所得控除及び基礎控除の見直し、固定資産税の評価替えに伴う土地税制の延長、及び生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する特例措置の創設、並びにたばこ税の見直しであります。

はじめに、個人町民税における所得控除及び基礎控除の見直しにつきまして御説明いたします。 見直しの内容ですが、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、様々な形で働く人 を応援する働き方改革を後押しする観点から、平成33年度分の給与所得控除、公的年金等控除額 を10万円引き下げ、基礎控除につきましては、現行の33万円を43万円に引き上げるものでありま す。

それでは次に、たばこ税の改正など、主な内容を条文の順に御説明をいたします。お手元の条 例改正資料の34ページをお開きください。

条例第92条の改正は、製造たばこについて新たに規定をしたものであります。次に、条例第93 条の2の改正は、加熱式たばこについて新たに規定をしたものであります。

次のページをお開きください。

条例第94条の改正は、加熱式たばこの課税方法の見直しを実施するもので、重量と価格を紙巻 たばこの本数に換算する方式として規定の整備を行ったもので、平成30年10月1日から5年間に わたり、段階的に移行するものであります。

次に、40ページをお開きください。

条例第95条の改正は、たばこ税の税率を見直すもので、平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

次に、48ページをお開きください。

附則第10条の2第20項につきましては、固定資産税について、生産性革命集中投資期間中における臨時の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づく中小企業の一定の設備投資につきまして、特例が設けられました。これは3年間の時限的な特例措置で、償却資産の税額を2分の1からゼロまで軽減することを可能とするものであり、小山町では税額がゼロとなる特例率といたしました。

次に、56ページをお開きください。

附則第11条の2、第12条及び第13条については、固定資産税の土地に係る負担調整措置につきまして、現行の仕組みを3年間延長するものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法の改正に合わせまして、所要の規定の整備及び 削除等を行ったものであります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

**○住民福祉部長(小野一彦君)** 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、小山町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。小山町国民健康保険税条例は地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日に専決処分をし、翌4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例改正資料80ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。国民健康保険税のうち、基礎課税額の賦課限度額を4万円引き上げ、58万円といたします。また、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき加算する額を、5割軽減では5,000円増額して27万5,000円に、2割軽減では1万円増額し、50万円とするものであります。

条例改正資料82ページをお開きください。

併せまして、特例対象被保険者等に係る申告に必要な雇用保険受給資格証明書について、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合、窓口での書類の提示が不要になることから、当該規定について改正するものであります。

説明は以上です。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第48号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 日程第8 議案第48号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第48号 土地の取得についてであります。

今回取得する土地は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成事業の事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字一沢1459番2、同番3、同番4、同所1464番3、湯船字下原1277番949の計5筆であり、取得面積は9918.56平方メートルであります。契約の相手方は東京電力パワーグリッド株式会社1者で、取得価格は9,657万6,912円であります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 3点ほど質問させていただきます。

まず第1は、この財源についてお伺いします。

第2点については、これは線下の中にありますけれども、この取得の目的によると、事業用の 造成用地とありますが、この後の利用方法はどのようにあるのか。

それから、3点目は、線下補償はあるのか、ないのか。

以上についてお伺いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇未来拠点課長(清水良久君) 薗田議員の御質問にお答えします。

1点目の財源でございます。財源でございますけれども、観光その他事業債ということで、起債をもって用地の取得をします。

2番目の造成用地の完了後の形態でございますが、ここは現在、東京電力の電柱等の資材置き 場になっていますが、撤去した後は工業用地として造成すると。工業用地になります。

以上でございます。

3点目は、部長より答弁いたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来創造部長(遠藤正樹君) 薗田議員にお答えいたします。

線下補償ということでございましたけれども、御承知のとおり、地役権というのが設定されて おりまして、そちらには補償として払っていまして、今回は東京電力から取得するもので、その 地役権は東京電力に支払うものではございませんので、線下補償はございません。

以上であります。

- ○5番(薗田豊造君) 関連してもう一つ。宅地と原野とありますけれども、宅地、原野の面積について、それをお答えください。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 薗田議員の再質問にお答えします。

宅地でございますけれども、面積が7367.9平方メートルでございます。したがいまして原野は、 差し引くことの2550.66平方メートルとなります。

以上でございます。

- ○5番(薗田豊造君) 坪単価でいきますと、3万2,132円の取得価格になると思いますけど、ほかの分から比べると何か高いような気もしますけれども、どのような算定方法でもってやったのか。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来創造部長(遠藤正樹君) 薗田議員の再々質問にお答えをいたします。

今回は東電の電柱置き場がございまして、そちらは普通の宅地ではございませんで、雑種地の 宅地並みということで、ある程度の補償額が必要だったということでございます。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) ほかにございますか。
- ○5番(薗田豊造君) 算定基準は何かと聞いたんだけど。それは今言った、雑種地並みと普通の 状態で聞いたの。やってあるのかと。普通のところの雑種地並みというのはこういう状態である かということで答えていますから。雑種地並みというのを今言ったでしょう、東電の資材置き場 のところを。今の答えだと、その算定基準がどうかということについての答えになってないとい うこと。
- ○未来創造部長(遠藤正樹君) 算定基準についてですけれども、ここで計算式等についてお答え するということでしょうか。
- ○5番(薗田豊造君) そうです。
- ○未来創造部長(遠藤正樹君) それについては、詳しい算定式はここでは持ち合わせておりません。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) じゃあ、後ほど、そのことについて薗田議員に。よろしいですね、それで。
- ○5番(薗田豊造君) ないものを聞きようがないのでね。終わりにします。
- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 建物の取得について

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第49号 建物の取得についてを議題とします。 補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第49号 建物の取得についてであります。

今回取得しようとする建物は、小山町小山101番地2のAコープ小山店で、成美地区活性化事業の商業施設として取得をするもので、建物の構造は鉄骨造り2階建て、延べ床面積は666.11平方メートルであります。契約の相手方は御殿場農業協同組合1者で、取得価格は2,169万6,337円であります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 質問します。

この単価でいきますと、平米あたり3万2,571円となります。坪単価でいきますと10万7,486円、 経年劣化が激しいもののように見えますけれども、この単価の算出方法についてお伺いします。 以上。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 薗田議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに結論から申し上げますと、これは小山町と農協との交渉の結果の価格ということで、 坪単価が幾らということは、結果的にそうなったということです。

その考え方を若干申し上げます。

今回、Aコープ小山店につきましては、敷地も購入いたしました。敷地につきましては、土地鑑定評価を入れましたので、その土地鑑定評価の価格そのものを使っております。ただ、その土地鑑定評価の考え方につきましては、通常であれば更地の状態が一番高くなるんですけれども、今回は建物が上にあるということで、かなり減額された評価が出ました。逆に、今回、小山町で事業を実施する成美地区活性化事業につきましては、上物も、いわゆるこの建物がなければ無意味なものですから、建物の価格につきましてどんな決め方をするかということでありました。

その参考になった価格が二つありまして、まず一つは、農協の簿価ですね、台帳価格。それから、小山町で使用しております建物の課税標準価格。ここで細かい数字は申し上げませんけれども、結果的に、農協の簿価と建物の価格の、ちょうど間ぐらいの価格で話がまとまりました。農協の方もそれぞれ理事会、総代会等の決議がないと契約できませんし、もちろん町の方も議会の議決がないと契約ができませんので、そこで農協との交渉の結果、この価格を算出したということになります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) よろしいですか。
- ○5番(薗田豊造君) はい。
- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第10 議案第50号 平成30年度一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第50号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,547万5,000円を追加し、予算の総額を125億7,547万5,000円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

それでは最初に、補正予算書の4ページの地方債の補正についてであります。

公共道路整備事業につきましては、補正により増額となります事業費の財源として、借入限度 額を変更するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

15款2項5目土木費国庫補助金を5,497万5,000円増額いたしますのは、町道3628号線道路整備 事業に対する地方道事業費補助金を内示額に合わせて増額をするものであります。

次に、22款1項2目土木債を4,050万円増額いたしますのは、事業費の増額に対する財源として、借入額を増減するものであります。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。 7ページを御覧ください。

7款2項4目公共道路整備事業費のうち、説明欄(3)新東名関連町道整備事業費を1億190 万円増額いたしますのは、町道3628号線道路整備事業に対する国庫補助金の内示額に合わせて増 額をするものであります。

最後に、12款1項1目予備費を642万5,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます 歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について(継続審査)

○議長(米山千晴君) 日程第11 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について(継続審査)を議題とします。

本案について、総務建設委員長の継続審査における報告を求めます。総務建設委員長 遠藤 豪 君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) ただいまから、平成29年12月1日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査としていました平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定についての審査が終了しましたので、審査の経過と結果について報告いたします。なお、報告に当たり、3月定例会の最終日に中間報告をしていますので、中間報告以降の審査経過を報告いたします。

はじめに、平成30年4月25日午後3時から、御殿場市役所において、御殿場市での都市計画事業、都市公園秩父宮記念公園について、現地確認を含む先進地の視察を実施しました。秩父宮記念公園整備事業では、平成27、28年度に秩父宮記念公園第2期拡張エリアの土地・建物の購入費や現在進めている整備費に補助金、市債、都市計画税を含む一般財源を充当していること、また、下水道整備にも都市計画税を充当しているとの説明がありました。

御殿場市の都市計画税の課税面積と件数、減免にしている対象は。との質問に対して。

平成29年度の課税区域の面積は856.2~クタールで、納税義務者数は、個人分が1万3,018件、 法人分が729件で、免税点未満によるものは、個人分が423件、法人分が22件。との回答がござい ました。

次に、平成30年4月26日午前10時から、長泉町役場において、長泉町の都市計画税の概要と都市計画道路池田柊線の整備状況について、現地確認を含む先進地の視察を行いました。長泉町では、徴収した都市計画税は、全て街路事業や下水道事業などに充当しており、基金などを設置して繰り越すことはしていない。との説明がありました。

都市計画道路池田柊線について、平成9年度に事業認可を取得した第1工区の事業費は、町費32億5,000万円、国費25億7,000万円、県費1,000万円で、合計58億3,800万円でした。また、平成20年12月に事業認可を取得した第2工区の事業費は、町費9億8,000万円、国費8億6,000万円、県費2,500万円で、合計18億7,400万円でした。との説明がありました。

都市計画税の充当先はどのように公表しているのか。との質問に対して。

街路整備事業や下水道事業の繰出金、公債費の額を算出して、そのうち、都市計画税を幾ら充当するのか、当初予算の概要で説明しています。との説明がありました。

次に、5月8日午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事等、 議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

当局から、都市計画税導入に関し、小山町における市街化区域内の山林及び原野の面積と分布状況、また、市街化区域内の農地の面積と分布状況などについて補足説明がありました。

委員から、市街化区域内の山林及び原野は67.28~クタールとの説明だが、そのうち非課税となる面積は。との質疑に。

67.28ヘクタール全てが該当します。との答弁がありました。

委員から、山林や原野を課税から除外することは、地方税法第702条の2の規定に該当しないのではないか。との質疑に。

地方税法第702条の2では、都市計画税の非課税の範囲を定めていますが、これは市町村の課税を制限しているもので、大きく分けると、人的非課税と物的非課税の二つがあります。人的非課税は、国、都道府県、市町村、特別区、財産区などが該当します。また、物的非課税では、公共用地、道路や水路、保安林、墓地や境内などの宗教法人、社会福祉法人、学校法人などが本来その用に供するものが該当し、地方公共団体が課税できないものを地方税法第702条の2で定めています。本条例で山林及び原野を除くことについては、地方税法第6条第1項に地方公共団体の判断において、一定の範囲のものに対して課税をしないことができるとされています。これに基づき、都市計画区域内の線引きを見直すことを前提に山林と原野を除くこととしました。との答弁がありました。

委員から、線引きの見直しをするとのことだが、見直しはされていないのか。との質疑に。

現段階では、線引きの見直しに係る事務は行っていませんが、これまでに説明会を行ってきた中でもそのような御意見がありましたので、それらも踏まえ、見直しを行っていきます。線引きは5年ごとの見直しになるため、見直しについては平成32年度以降になると思います。との答弁

がありました。

委員から、現在、県知事の認可を受けている都市計画事業は。との質疑に。

事業認可を受けて実施している事業は、都市計画道路大胡田用沢線の一部です。また、過去に、 公共下水道事業を実施しています。との答弁がありました。

委員から、大胡田用沢線は、都市計画税を充当するのではなく、防衛補助事業でも可能ではないか。との質疑に。

都市計画税は、都市計画道路大胡田用沢線を造るために課税するのではなく、市街化区域の開発をしていくためのものです。事業の中には区画整理などもあります。市街化区域の中には農地が点在しており、これらを宅地化していくことを前提に都市計画税を導入して、補助金も活用しながら市街化区域の開発を進めていきます。との答弁がありました。

委員から、都市計画税の使途は明確にしなければならないが。との質疑に。

条例が制定されて、都市計画税を課税した際には、他の市町同様に、都市計画税の徴収額、充 当事業と事業費を公表してまいります。との答弁がありました。

委員から、線引きを見直す計画があるならば、見直し後に都市計画税を課税したほうが良いのではないか。なぜ見直し前に課税するのか。との質疑に。

現在、小山町では、雇用の場を創出するために三来拠点事業を進めていますが、その方々が住む場所は市街化区域になります。その市街化区域を開発するための財源とし、また、都市計画税をいただく以上は市街化区域を開発する責務も生じます。市街化区域の見直しは前提にあり、山林と原野を除いたことは同じ理由になります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました、平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制 定について、継続審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長(米山千晴君) 総務建設委員長の報告は終了しました。

それでは、質疑、討論、採決を行います。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

○3番(鈴木 豊君) ただいまの総務建設委員長の報告の中で、1点だけ確認でお伺いしたいと 思います。

この都市計画税の制定の議案では、市街化区域内の山林、原野が課税保留という、今回課税されない条例となっていますが、私は昨年、市街化区域内の土地の線引きの見直しの一般質問をいたしましたが、今後、市街化区域内の山林、原野について必ず見直しをすべきという意見がほかの委員さんから多数出たのか、確認のため、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) ただいまの質問にお答えいたします。

見直し等の意見は出たのかということの御質問ですが、他の委員からもそういう意見が出ております。なお、67.28~クタールの市街化区域内の山林、原野については課税の保留をするということで、明確な回答がございました。

以上です。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。11番 池谷洋子君。

〇11番(池谷洋子君) 私は、平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定について、反対 討論をさせていただきます。

昨年、平成29年の3月定例会最終日に町長から緊急提出された都市計画税条例制定案撤回理由の中に、「まだまだ説明が不足していたと感じているところであり、町の将来像につきまして、更なる丁寧な説明が必要と判断をしたところであります」と話されています。そして、その後、町が行った説明会、主に出前講座を開催してきたということですが、これが十分に説明をしてきたと言えるのでしょうか。限られた対象者、プレゼンの中で丁寧な説明ができたと言えるのでしょうか。

今回、都市計画税は、山林及び原野を除くとあります。このことも町民に幅広く説明をしたのでしょうか。成美地区、明倫地区、足柄地区、北郷地区、須走地区の皆様に、対象はここですと、場所や金額を提示されたのでしょうか。私でさえ、この山林、原野の場所を知ったのは、5月11日の議員懇談会の中です。町長の昨年の発言、「更なる丁寧な説明が必要と判断した」との言葉は全く当たらないと考えます。

先ほどの山林、原野を除くという説明、場所や金額など、しっかり時間をかけて町民に説明する責任が町にあったのではないでしょうか。約1億円の税金です。対象の住民の皆様から多くの要望を伺っています。高齢者世帯で、年金で生活をしている。土地があるから金持ちではない。このような税金をかけられ、さらに消費税、介護保険料も上がり、様々な税負担がのしかかり、本当にどうしていいか分からない。また、なぜ今なのか。来年4月の選挙まで1年を切っている。そこで賛否を問えば良いのではないか。なぜ採決をそんなに急ぐのか。さらに、町でもお金がないのなら、切り詰めるべきものはたくさんあるのではないかとの声もいただきました。私も同感であります。

私達議員は、住民の小さな声、現場の声、弱者の声を拾い上げて活動しています。あくまでも 住民側に寄り添う、それが何より大切です。また、議会を分かりやすく、議会の見える化を目指 し活動しています。 以上を踏まえ、私の反対討論といたします。

- ○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。 次に、本案に反対者の発言を許します。 7番、高畑博行君。
- ○7番(高畑博行君) ただいま提出されました継続審査の平成29年議案第95号 小山町都市計画 税条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本条例案は、昨年3月定例会で一度は提出されたものの、委員会で否決され、説明不足を理由 に定例会最終日に町長自ら撤回し、その後、課税対象地から山林と原野を除く内容に改め、昨年 12月議会に再度上程され、この間、継続審査とされてきたものです。

反対理由の第1点は、「説明不足であった」と言いながら、その後は限られた出前講座や広報おやまなどの一方的な説明にとどまり、広く双方向で町民と意見交換することはしてこなかった点を挙げなくてはなりません。当局は、「十分説明を尽くした。その後、特に町民からの声は聞いていない」と言いますが、同じような地区説明会を開催すれば、再び厳しい反対の声を浴びるのを避けたかったという意図がうかがえる、こういうふうに判断されてもやむを得ないんではないでしょうか。しかも、課税対象地から山林、原野を除くと新たに加えた内容に関しても、町民に対して詳細な説明は全くしておらず、町民の声に耳を傾けるというプロセスは一切とってきていません。新たに町民に税負担を強いる極めて重要な案件である以上、より丁寧な説明が必要だったにも関わらず、あとは議会で審議し、結論を出せばいいというのは余りにも乱暴なやり方です。これでは、多くの町民は納得しないでしょう。

反対理由の2点目ですが、課税対象地から山林と原野を除く点は市町村長の権限で可能であるということですが、2年後には線引きの見直しも行われるわけなので、条例制定は線引き見直し後の方がすっきりして分かりやすいと考えます。もし2年後の線引き見直しで今回の対象外とした区域が市街化区域から外されない場合、本町独自に引き続き課税の保留を続けるのでしょうか。もしそうだとしたら、極めて判然としないやり方で、すっきりしません。また、議会での議決の前に、山林、原野を除いた場合の課税額を改めて対象者に郵送などで知らせるべきです。議会での可決を受けて知らせるつもりなら、それは順番が違います。

反対理由の3点目ですが、地区説明会の中でも多くの町民から指摘を受けていましたが、これまで小山町は都市計画の具体的ビジョンを持ってこなかった点を挙げざるを得ません。昨年3月定例会での町長の撤回理由の中にも「町の将来像につきまして、更なる丁寧な説明が必要と判断した」という一文がありました。地区説明会で町民からの厳しい追及に遭い、説明会の中で将来展望を後づけのように加えましたが、本来、道路はここ、下水道はここ、公園ではここというように、目的税として取り組む事業対象を町民誰もが理解しやすい具体的説明でしなくてはなりません。その点でも説明責任を十分果たしているとは言いがたく、単に「市街化区域内の整備に活用」といっても、町民には極めて分かりづらいものだと言わざるを得ません。

いずれにせよ、今回の都市計画税の導入については、多くの町民が納得のいかない中での強行

となり、町政に対する強い反発を招くことは必至です。町民から新たな税をいただくという重要なものだけに、議会の中だけでなく、もっと積極的に、かつ丁寧に町民と意見交換して、方向性を探るべきだったと考えます。その丁寧さが欠けているため、条例制定だけを急いでいる感を強く印象づけられた点は極めて残念です。

以上をもって私の反対討論といたします。

- ○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。 次に、本案に反対者の発言を許します。 5番 薗田豊造君。
- ○5番(薗田豊造君) 私は以下の理由をもって、平成29年議案第95号について反対します。

さて、都市計画税は、地方税法により各自治体が独自に定めることのできる税であります。税は、その市街化区域内における土地、建物に課せられるものでございます。この税は、都市計画 法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業による 費用に充てるためのものでございます。

今、条例案の第2条には、この市街化区域内に所在する山林、原野を除くとあります。しかしながら、法第702条の2には、この免除が小山町が行う、このような山林、原野を一律に除くような法律にはなっていません。これらは、人的非課税と物的非課税に該当するもののみであり、そのうち注目すべきは、物的非課税に当たるものであります。これは、法律の規定により固定資産税を課すことのできない土地及び家屋に対しては都市計画税を課すことができないとあります。

都市計画税の法の精神は、市街化区域内の開発及び整備等を目的としたものであり、都市計画 事業等は、いわば市街化区域内を一体として総合的に整備し、開発し、及び保全しようとするためにあるものであります。しからば、たとえ具体的事業が市街化区域の一部であっても、当該市街化区域のうちの一部であっても、一部を課税したり、一部を課税除外にすることを条例で定めることはできないとなっています。

この条例案がこのまま通り、当局側が発言している山林及び原野を平成32年度に市街化調整区域とすれば、都市計画税から除外されるのは当然のことであります。しかし、平成31年4月から、当局は都市計画税を徴収することになっています。この2年間は、当然、徴収されるべきものを除外するという不公平が生じることになると私は考えております。さらに、都市計画のうち、線引きの見直し、このような決定権は知事であります。今ここで市街化区域の山林、原野を市街地調整区域にするということを約束するとすれば、これは越権行為であると言わざるを得ません。しかも、今、変更可能のような発言は何をもって確信しているのでしょうか。権限外、不可能をもって約束しているとすれば、これは町民への冒瀆であります。

また、都市計画税は、地方税法上、目的税として位置づけられております。その使途については明記されており、その運用は都市計画法の第59条に、許可を得た事業のみに限られているとされています。その意味からすれば、今、町で行える事業は大胡田用沢線のみであります。道路改良工事に当たりますけれども、この道路事業については、かつて当局から防衛補助金をいただい

たので行う予定であったが、用地買収ができなかったので、その使い道を変えたとありました。 すなわち、このように都市計画税を徴収しなくてもできることの証明であります。

さらに今、一律に税の除外対象となっている山林及び原野であります。私はかつて、地目が山 林、現況山林である場所が市街化区域であったために開発され、現在アパートが建っている事実 も知っております。こうして見ると、この税条例は大きな不備を抱えたままであります。

その第1は、用途地域の見直しをしなかった点。

第2は、税法上の不公平を持ったままであること。

第3は、町民を納得させる都市計画がない。このことは、税の目的、使途を明確にするということを義務づけられている点からも、私は皆様方がしっかりと認識しておく必要があると思います。目的のないものに対して我々が税金を払うことは考えられないというのが当然のことでございます。

第4は、今の町の状況をしっかり見つめる必要があると思います。高齢化率も3割にならんとなりました。家を守る方々が年金に頼るという生活が多々見られます。現在、介護保険料及び後期高齢者の保険料も上がることになっています。

第5は、ほかの方々も言いましたけれども、しっかりともう一度真摯に町民の声を聞くべきである。選挙も来年あります。それまで待っても遅くはないと私は考えます。今を生きる町民がどう満足を得られるかが、私は町政を真面目にやっていく方法の第一だと考えております。

オリンピック・パラリンピック、確かにこのために町を整備しておくことはやぶさかではありませんが、そのために、事業のため、借金、すなわち起債が増えていくのを私は黙って看過しておくことはできません。その後のことを常に考えて行うのが政治だと思っております。

もう一度、議員の方々にお願い申し上げます。この都市計画税は目的税であり、法律上、使途を明確にしなければならない。今、この税を充当できるのは大胡田用沢線だけであります。それも町民が尋ねたところ、470メートルの改良工事であります。車の量は、日量わずか500台と予想されております。ちなみに、私が以前、国道138号線に立って、須走地先で1時間の交通量を調べたことがあります。少なくても400台、これは1時間の量です。多いと、千何百台の交通量があります。私達が先進地として視察に行った長泉町の交通量は、日量にして1万台を超えることは明白なことでございました。

また、大胡田用沢線については、たびたび申し上げますが、防衛補助が受けられるということが明白であります。町民に税負担増をお願いするよりも、当局と議会が知恵を出し合い、一つでも町民の御負担を軽くすることが肝要なことではないでしょうか。我々、議員の中には、長年行政に携わり、町独自で線引きの見直しをすることはできないということをよく認識されている方もおられます。平成32年に見直しをすると町は言っておりますけれども、市街化区域内の67.28~クタールの山林、原野が全て見直され市街化調整区域になったとき、いかに虫食いだらけの町になってしまうでしょうか。これに、何ゆえ都市計画税が充てられるのか。また、そのようなこ

とで計画に支障をきたすことは明白なことでございます。

いかに条例案を通すためといえ、もしもです、もしもです、賛成のための策だとしたらば、いかに滑稽であり、町民及び議会を愚弄しているか、私は怒りさえ覚えます。そのような条例案に私は賛成することは断じてできません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長(米山千晴君) ほかに討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

平成29年議案第95号 閉会中の継続審査に対する委員長の報告は可決であります。平成29年議 案第95号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、平成29年議案第95号は、原案のとおり可決されました。

4番、池谷 弘君。

- ○4番(池谷 弘君) 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決議の動議を提出いたします。
- ○**議長(米山千晴君)** ただいま池谷 弘議員より、平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例 の制定に対する附帯決議の動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がいますので、成立いたしました。

その取り扱いについて、議会運営委員会で協議を行うため、ただいまより暫時休憩といたします。

午前10時25分 休憩 \_\_\_\_\_

午前10時35分 再開

○議長(米山千晴君) ただいま、池谷 弘議員ほか6名より、発議第2号 小山町都市計画税条 例の制定に対する附帯決議が提出されました。

発議第2号は所定の賛成者がいますので、成立いたしました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、池谷 弘議員提出の発議第2号を日程 に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、議案を配付いたします。

(「追加議案配付)

追加日程第1 発議第2号 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決 議について

○**議長(米山千晴君)** 追加日程第1 発議第2号 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例 の制定に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。4番 池谷 弘君。

〇4番(池谷 弘君) ただいま議題となりました、発議第2号 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決議についての提出に際して、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、都市計画税の導入に当たり、多くの町民の理解と都市計画区域の見 直しの努力を要望するものです。

それでは、以下、附帯決議文の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元 の附帯決議案を御覧ください。

決議第1号 平成29年議案第95号 小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決議。

小山町都市計画税条例の制定により、平成31年度分から都市計画税が適用されることから、平成31年3月までの間、引き続き、町民に対して丁寧な説明をするとともに、都市計画区域の見直しにも必ず取り組まれることを強く求める。

以上、附帯決議する。

平成30年5月15日。静岡県駿東郡小山町議会。

以上、会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出いたします。

提出者、池谷 弘。賛成者、遠藤 豪、佐藤省三、鈴木 豊、阿部 司、渡辺悦郎、込山恒広。 よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長(米山千晴君) 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○5番(薗田豊造君) ただいまの附帯決議について、反対討論をいたします。

もともと線引きの見直しというのは、この都市計画税条例がなされる前にされるべき問題であって、今さら何で出すのか。遅きに失したというような感じが私はしますし、この決定は県知事が決定する、決定権は県知事にある、先ほどから何回も申し上げました。

そういうことを踏まえると、小山町で出したものが全て通るとは思いませんし、私はこのようなことから、この附帯決議に対して反対いたします。

○議長 (米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

池谷 弘君提出の発議第2号 小山町都市計画税条例の制定に対する附帯決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に提出されました議案、その他の議事は全部終了いたしました。 これで会議を閉じ、平成30年第3回小山町議会5月臨時会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長米山千晴

署名議員佐藤省三

署名議員鈴木豊